

定期報告対象（令和元年6月25日～）一覧

定期報告の対象となる建築物

対象用途部分の床面積の合計が200㎡以下のもの又は対象用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

	対象用途	規模等
(1)	劇場、映画館、演芸場	①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④当該用途が地階にあるもの（100㎡超）
	観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、集会場	①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ③当該用途が地階にあるもの（100㎡超）
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。） ※1	①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ③当該用途が地階にあるもの（100㎡超）
	旅館、ホテル	
	共同住宅、寄宿舎 ※2	
	児童福祉施設等 ※3	
(3)	体育館、博物館、美術館、図書館、ボートリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 ※4	①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②当該用途の床面積が2000㎡以上のもの
(4)	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）	①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積が3000㎡以上のもの ④当該用途が地階にあるもの（100㎡超）
	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	

※1 病院、有床診療所については、2階以上の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

※2 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。

※3 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※4 学校に付属するものを除く。